

令和3年1月19日

ほごしやさま
保護者様

おおさかしきょういくいんかい
大阪市教育委員会
おおさかしりつしおくさてばしょうがっこう
大阪市立塩草立葉小学校
こうちょうたけうちゆきのぶ
校長竹内幸延

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

このたび、政府が、大阪府を含む府県を対象に令和3年2月7日（日）までを緊急事態の措置期間として「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を行い、みなさまにさらなる感染拡大防止の取組をお願いしたところです。保護者のみなさまには、これまでも、新型コロナウイルス感染症に対して、お子さんの日常の健康状態の把握や感染症予防をお願いしているところですが、緊急事態宣言における感染拡大防止の趣旨をふまえ、次とおりお子さんの健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、引き続きよろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

1. 日常の健康状態の把握

- お子さんの毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- 健康観察表は毎日、登校時に持たせてください。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2. 次の場合には、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。

- いずれも出席停止として扱います。
- 発熱（37.5度前後）・せきなどのかぜの症状がみられる場合
発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、せき・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合、家で休養してください。
また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治つても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

- お子さんの感染が判明または濃厚接触者と認定された場合
- お子さんの同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合
- 同居家族に、次の新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合
- 3 , 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応
- 次のいずれかの症状がある方はかかりつけ医療機関(夜間・休日やかかりつけ医がいない場合は、新型コロナ受診相談センター)にご相談ください。また、学校へもご連絡ください。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱等の強い症状のいずれかがある
 - ・かぜの症状や発熱が続いている(解熱剤を飲み続けなければならぬいときを含みます)。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合
- かかりつけ医療機関等から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いやせきエチケット(せきやくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。
- 4 , 新型コロナウイルス感染症の予防
- 不要不急の外出(特に午後8時以降)は控えましょう。
- 十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、せきやくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。
- せきなどの症状のある方は、せきエチケットを行ってください。
- 帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。
- 部屋の換気を、1~2時間に一度、5~10分程度、窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。